

# 特記仕様書

業務名 : 令和6・7年度道路路面清掃業務委託  
履行場所 : 市内一円  
履行期間 : 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで  
業務数量 : 別紙(1)数量総括表のとおり

## 第1条 目的

本業務は、那覇市が管理する市道、里道、農道の路面清掃を行い、市民生活の快適性を保持するとともに道路美化に努めることを目的とする。

## 第2条 適用

本特記仕様書は、「令和6・7年度路面清掃業務委託」に適用する。

## 第3条 用語の定義

監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。

1. 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
2. 指示とは、発注者側の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
3. 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
4. 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

## 第4条 主任技術者及び現場代理人

1. 主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験又は資格を有していること(1級・2級土木施工管理技士(2級は土木に限る)または1級・2級建設機械施工技士)。
2. 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を配置すること。
3. 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

## 第5条 一般事項

1. 受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。
2. 緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

## 第6条 作業の対象路線

別紙(2)のとおり。

ただし、必要に応じ、監督職員の指示により対象路線以外での作業が生じる場合もある。

## 第7条 実働日

本業務は通常、土日、祝日を除いた平日(8:30~17:30)とするが、協議の上、別に定める事ができる。なお、監督職員の指示や緊急の必要が生じた場合は、この限りではない

## 第8条 緊急対応

受注者は、24時間連絡が取れる体制を整え、緊急時には対応しなければならない。

2. 緊急時の体制については、第10条6.に明確に示し、不測の事態において対応できる状況を確認しなければならない。緊急時において、主任技術者及び現場代理人が対応することができない場合は受注者の責においてこれに対応しなければならない。
3. 緊急時に必要な建設機械や車両等について、点検などの理由により対応できない状況を生じさせてはならない。

## 第9条 業務内容

1. 機械清掃による路面清掃作業
2. 歩道掃出し作業
3. 人力による路面清掃作業(指定路線)
4. 事故等で道路汚損が発生した場合の緊急清掃作業  
(事故によるオイル類流出防止や害虫発生等による路面清掃等(昼夜間対応))

## 第10条 提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

1. 着手届
2. 現場代理人等届  
(資格証明書、実務経験証明書、経歴書及び雇用関係証明書の添付)
3. 保険関係書類の写し
4. 業務計画書
5. 業務工程表
6. 緊急連絡体制表
7. 履行報告書(毎月5日)
8. 業務日誌
9. 写真管理表
10. 完了届
11. 完了図書一式
12. 引渡書及び請求書
13. その他監督職員が必要とするもの

## 第11条 月例調整会議

毎月月の初めに清掃路線決定のための月例調整会議を行うものとする。なお、会議の際に受注者は翌月の清掃計画(案)を提出し監督職員と協議を行い決定する。

## 第12条 部分払い

委託期間中の出来高分について、既済部分検査を行いその都度支払いをすることができる(契約規則の範囲内)

## 第13条 設計変更

本業務において、設計図書に記載のない工種・作業等及び業務数量に変更が発生した場合、発注者と受注者で協議を行い、設計変更を行うものとする。

#### 第 14 条 委託の検査

受注者は、業務が完了したときは那覇市業務委託契約約款（維持管理）第 15 条に基づく検査を受けなければならない。

2. 受注者は、検査にあたり以下の書類を作成し、業務完了時に監督員に 1 部提出するものとする。

- (1) 委託契約書（写）
- (2) 実施工程表
- (3) 業務月報
  - (ア) 業務進捗状況
  - (イ) 実施工程表
  - (ウ) 出来高数量総括表
  - (エ) 出来高数量内訳書
  - (オ) 数量計算書
  - (カ) 業務写真
  - (キ) 処分伝票及び集計表
  - (ク) 交通誘導員伝票
  - (ケ) 業務日誌
- (4) 各種申請書及び許可証
- (5) 業務打合せ簿
- (7) 電子成果品（ア～カ）を PDF にまとめ CD-R で提出）
- (8) その他監督員が必要と認めた書類

3. 受注者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

#### 第 15 条 承諾及び協議事項

本業務に関する受注者からの通知連絡、報告等はすべて監督職員が受けるものとし、承諾事項は監督職員が承諾してその効力を発するものとする。

#### 第 16 条 道路上の事故防止

歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生の恐れのある路線箇所は、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに監督職員へその旨報告するものとする。

#### 第 17 条 苦情等の報告

作業中、沿道住民より道路に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し監督職員に報告するものとする。

#### 第 18 条 法令等の遵守

受注者は、業務を実施するにあたり、法律及びこれに関する条例・規則等、並びに本市が他の団体と締結している協定等を遵守しなければならない。

#### 第 19 条 道路使用許可

受注者は、作業前に道路交通法第 77 条により所管の警察署から道路使用許可を受けて

から作業を行うものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 20 条 受注者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

3. 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うものとする。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第 21 条 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

受注者は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。

第 22 条 保険

賠償責任保険、車両保険、雇用保険、労災保険、法定外労災保険の全てに加入していること。ただし、法定外労災保険は元請、下請け問わず補償できる保険で、かつ当該契約期間において保険の対象とする方式のものとする。

(1) 法定外労災補償（建設共済等）

補償限度額 1 名につき 2,000 万円以上

(2) 請負業者賠償責任保険

補償限度額（対人） 1 名につき 5,000 万円以上、1 災害につき 1 億円以上

補償限度額（対物） 1 災害につき 1,000 万円以上、免責金額 10 万円以下

被保険者は発注者、受注業者、下請業者を含む。

健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

第 23 条 協議

本仕様書及び設計図書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うこと。